公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年９月28日

名古屋法務局長　佐藤　主税

記

氏名　寺澤　大輔
所属する司法書士会　愛知県司法書士会
登録番号　愛知第1627号
事務所の所在地　愛知県一宮市公園通４丁目44番地
違反行為　職責及び品位保持義務違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年９月28日　盛岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　盛岡地方検察庁　平成27年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年９月28日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成17年頃から平成21年６月頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
久保智史が、共犯者らとともに、架空の金融会社（後記４⑴参照）の社員になりすまして、低利率で融資するなどとうその内容を記載した郵便はがきを不特定多数の者に送付し、その内容を真実だと信じて電話で融資を申し込んできた被害者に対し、融資を受けるための保証金等の現金を振り込めば融資をし、保証金等を返金するなどとうそを言ってだまし、指定する銀行等の口座に現金を振込入金させて金銭の交付を受けた行為（主な犯行態様につき後記４⑵参照）。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　犯人らが使用した架空の金融会社名、申込み・問い合わせ先フリーダイヤル番号（検察官が既に把握しているもの）

イオン㈱0120―885―363	イオンファイナンス㈱0120―883―757
オリックスファイナンス㈱0120―779―112	三和クレジット㈱0120―222―846
三和ダイレクト㈱0120―887―144	セゾンファイナンス㈱0120―755―224
セントラルフィナンシャル㈱0120―466―388	大和クレジット㈱0120―720―331
大和ファイナンス㈱0120―558―717	ダイワファイナンス㈱0120―778―225
ニコスクレジット㈱0120―602―550	日興クレジット㈱0120―661―228
野村ファイナンス㈱0120―771―446	三井ダイレクト㈱0120―208―118
三井中央信販㈱0120―143―339	三井中央ファイナンス㈱0120―270―172
ライフクレジット㈱0120―822―992	ライフファイナンス㈱0120―302―962
㈱オリエントファイナンス0120―545―799	㈱オリコフィナンシャル0120―226―886
㈱三洋クレジット0120―858―277	
㈱三洋ファイナンス0120―488―226、0120―388―933	
㈱ジェーシービークレジット0120―360―677	㈱セゾンクレジット0120―131―899
㈱大和クレジット0120―886―757	㈱大和ファイナンス0120―024―448
㈱ダイワファイナンス0120―024―448	㈱西日本クレジット0120―830―122
㈱日興ファイナンス0120―669―332	㈱ライフファイナンス0120―559―606

⑵　主な犯行態様
ア　架空の金融会社名を使用し、融資可能額、低利の融資利率、債務の一本化プランなどとうその内容を記載した郵便はがきを不特定多数の者に送付して勧誘する。
イ　前記はがきに記載された申込み・問い合わせ先のフリーダイヤルに電話をかけてきた被害者に対し、融資希望金額・氏名・住所・生年月日・連絡先・他社からの借入額などを聞いた上、融資の審査をするように見せかけるため一旦電話を切る。
ウ　その後、犯人らから被害者に電話をかけ直し、「審査が通りましたので融資可能です。お客様に返済能力があるかどうかの確認として融資希望額の○○パーセントの○○万円を指定する口座に入金していただきます。入金の確認がとれ次第、融資希望額と合わせて入金していただいた現金はお客様の口座に振り込みます。」などと融資を受けるには保証金が必要で、振り込まれた保証金は融資とともに返金するとうそを言って現金をだまし取る。
エ　さらに、一度だました被害者に対しては、「お客様は過去に返済の遅れがあるので、保証金が通常の２倍になります。既に半分入金していただいているので残り半分を指定する口座に入金してください。入金が確認でき次第融資します。」「融資を受けるには保証人が必要です。保証人がいなければ保証会社に加入していただきますので加入料を支払ってください。保証会社に加入されてから融資します。」などとうそを言って現金をだまし取る。
オ　保証金等は、犯人らが指定した預貯金口座に振込入金させる。
５　開始決定の時における給付資金の額　金2,074万6,000円
６　支給申請期間　平成27年９月28日から同年12月10日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　①盛岡地方裁判所　②仙台高等裁判所　③最高裁判所
⑵　裁判年月日　①平成25年１月31日　②平成25年12月26日　③平成27年２月24日
⑶　確定年月日　平成27年３月11日
⑷　被告人の氏名　久保　智史
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、共犯者７名とともに、架空の金融会社の社員を装って、多数の融資申込者から融資保証金等名下に現金を詐取していたものであるが、その犯罪行為において現金を取得するに当たり、平成21年２月24日から同年５月13日までの間、多数回にわたり、融資申込者らをして、被告人らが管理する他人名義の預貯金口座に現金合計2,074万6,000円を振込入金させて同口座に預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒020―0023　岩手県盛岡市内丸８番20号
盛岡地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　019―622―6201（問い合わせ専用）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（盛岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（盛岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。